

年金だより

市民課年金係 ☎973-5498

# 国民年金の任意加入制度について

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。

また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

※任意加入には免除制度がありませんのでご注意ください。



## カラ期間について

公的年金には、「カラ期間（合算対象期間）」というものが設けられています。カラ期間とは、年金額には反映されませんが、25年の資格期間には含まれる期間のことです。このカラ期間と年金の加入期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たしたことになります。

### 【主なカラ期間】

- ① 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間で厚生年金、船員保険、共済組合加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間
- ② 平成3年3月までの学生で、国民年金に任意加入しなかった期間
- ③ 昭和36年以降の20歳から60歳までの間で日本国籍を持つ方が海外に在住していた期間 …… など

25年の老齢基礎年金の資格期間を満たさない方で、カラ期間となる可能性

のある期間をもっているとと思われる方は、年金係またはコザ年金事務所（☎933-3439）にご相談ください。

## 退職（失業）による特例免除制度について

厚生年金に加入していた方が退職（失業）されると、市役所で国民年金の加入手続きを行い、月額15,020円（平成23年度の金額）の保険料を納めることとなります。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

特例免除制度は、退職（失業）した年度及び翌年度に限り利用することができます。この特例免除では、通常は審査の対象となるご本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

### 【手続きに必要なもの】

- ① 年金手帳又は納付書など基礎年金番号がわかるもの
- ② 認め印（本人が署名する場合は不要）
- ③ 失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給者証、離職票等）

## ねんきんネットサービスを開始

「ねんきんネット」とは、本人がインターネットを通じて、日本年金機構のホームページで年金記録・納付状況などを確認することができるサービスです。

うるま市でも、ご自宅でパソコンを利用できない方などから年金記録確認の申出があった場合、年金記録を書面にてお渡しする業務を行っています。

### 【確認できる主な内容】

- ・ 公的年金制度の加入履歴と納付状況（共済加入期間は除く）
- ・ 厚生年金加入時の標準報酬月額及び標準賞与額
- ・ 年金加入実績に応じた年金額

### 【窓口での申請に必要なもの】

- ・ 運転免許証、パスポートなどの顔写真付き証明で本人確認ができるもの（顔写真のない証明については、2種類以上必要）
- ・ 年金手帳などの基礎年金番号がわかるもの
- ・ 認め印
- ・ 委任状（代理人が申し込む場合）

委任状用紙は年金係窓口（本庁）にあります。

・ 郵送、電話による申込みはできません。

※詳しくは、年金係までお問い合わせください。